

運転者証・事業者乗務証の変更について

令和5年8月1日(火)から、運転者証並びに事業者乗務証の様式が変更されました。

新しいデザインの運転者証及び事業者乗務証の表示は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証(事業者乗務証)の表(写真貼付面)をタクシーの外部に、裏を内部に向けて利用者に見易いように表示してください。(タクシー業務適正化特別措置法施行規則第12条(第35条) 運転者証の表示)



【運転者証の表示方法】

(新旧)運転者証・事業者乗務証の表示方法 (車内に向けて表示)

	新	旧
法人タクシー 運転者証(裏) (第8号様式)		
個人タクシー 事業者乗務証(裏) (第13号様式)		

○ 申請者の写真について
タク特法第5条第3項の規定により第1項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前6月以内に撮影した縦6cm、横4cmの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。

○ 変更日
令和5年2月28日(施行日)

登録課 06-6933-5615

06-6933-5612

<https://www.osaka-tc.or.jp>